

変わります！

岡高齢者福祉課 ☎(50)1208

介護保険

変わります① 介護保険料

65歳以上の人の介護保険料は3年ごとに見直し、平成27年度から29年度までの保険料の基準額は、6万1200円（1カ月当たり5100円）となります。

保険料の納め方

新たな保険料は旧第1段階と旧第2段階を結合し、新たに第1段階としました。さらに、段階ごとの所得金額を見直し、所得の低い層の負担軽減を行うなど費用負担の公平化を図りました。

保険料は基準額をもとに、本人の前年の所得や、世帯員の市民税課税状況に応じて決まります（表1）。



口座振替が便利

普通徴収の人で口座振替を希望する場合は、保険料の納付書、預貯金通帳、通帳の届出印を持って、口座振替を希望する金融機関へ申し込みください。

保険料の納め忘れに注意

滞納している期間に応じて給付が制限されます。災害などの特別な事情で納付が困難な場合は、相談ください。

変わります② 利用者負担割合

8月から、介護（予防）サービスを利用した際、65歳以上で一定所得以上の人の自己負担が、現在の1割負担から2割負担に変更となります。64歳以下の人はこれまで通り、1割負担です。

グループホーム家賃負担軽減助成制度

市では8月から、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）に入居している人のうち、一定の所得要件を満たす人を対象に家賃の助成制度を開始します。

変わります③ 高額介護サービス費

利用した介護サービスの自己負担が限度額を超えた場合、超過分が高額介護サービス費として給付されます。8月から、その限度額の一部が変更となります（表2）。

変わります④ グループホーム家賃負担軽減助成制度

これは、軽減対象者の家賃を事業所が減額して請求し、その分を市が事業者に助成する制度です。

変わります⑤ 介護サービス費用の軽減制度

特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所を利用する際、世帯全員が市民税非課税の場合に、居住費と食費を軽減できる制度があります。所得に応じた利用者負担限度額（表3）を超えた分は、介護保険から給付されます。

表1 介護保険料段階表

| 市民税 | 対象者 | 所得段階 | 基準額に対する割合 | | 年間保険料 |
|----------------|---------------------------------------|------|-----------|----------|-------|
| | | | 基準額 | 割合 | |
| 本人非課税 世帯非課税 | 前年の合計所得金額＋課税年金収入額 生活保護受給者または80万円以下 | 1 | 基準額×0.45 | 27,600円 | |
| | | 2 | 基準額×0.60 | 36,700円 | |
| | | 3 | 基準額×0.75 | 45,900円 | |
| 本人非課税 世帯課税 | 80万円以下 | 4 | 基準額×0.85 | 52,000円 | |
| | | 5 | 基準額 | 61,200円 | |
| 本人課税 | 前年の合計所得金額 | 6 | 基準額×1.12 | 68,500円 | |
| | | 7 | 基準額×1.25 | 76,500円 | |
| | | 8 | 基準額×1.40 | 85,600円 | |
| | | 9 | 基準額×1.60 | 97,900円 | |
| | | 10 | 基準額×1.80 | 110,100円 | |
| | | 11 | 基準額×2.00 | 122,400円 | |

市では認定者全員に、介護保険負担割合証を7月に発送します。8月のサービス利用時から、事業者提示してください。

表2 高額介護サービス費

| 区分 | 限度額 | |
|--|---------|--------------------|
| | 現行 | 変更後 |
| 市民税課税世帯の人 | 37,200円 | 44,400円 37,200円 |
| 世帯全員が市民税非課税で、年金収入と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超える人 | 24,600円 | 変更なし |
| 世帯全員が市民税非課税で、年金収入と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 15,000円 | |
| 生活保護受給者 | 15,000円 | |

表3 利用者負担限度額（1日あたり）

| 利用者負担段階 | 居住費 | | | | 食費 | |
|---------------|-------------------------------------|----------|--------|--------------|------|------|
| | ユニット型個室 | ユニット型準個室 | 従来型個室 | 多床室 | | |
| 第1段階 軽減対象者 | 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 | 820円 | 490円 | 490円(320円) | 0円 | 300円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人 | 820円 | 490円 | 490円(420円) | 370円 | 390円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で上記に該当しない人 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円(820円) | 370円 | 650円 |

【参考】

| 水準額 | 本人か世帯員いずれかが市民税課税者 | 1,970円 | 1,640円 | 1,640円(1,150円) | 370円(840円) | 1,380円 |
|-----|-------------------|--------|--------|----------------|------------|--------|
|-----|-------------------|--------|--------|----------------|------------|--------|

※（ ）は、特別養護老人ホームを利用した場合。多床室の840円は8月から適用
※水準額は平均的なもので、実際は施設と利用者間で契約により決められます